

昭和四十二年政令第三百六十三号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事  
故の防止等に関する特別措置法施行令

内閣は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事  
故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第一項、第十二条第一  
項、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条  
の規定に基づき、この政令を制定する。

（土砂等の範囲）

第一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通  
事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」とい  
う。）第二条第一項の政令で定める物は、次  
に掲げる物とする。

- 一 砂利（砂及び玉石を含む。）又は碎石をア  
スファルト又はセメントにより安定処理した  
物及びアスファルト・コンクリート
- 二 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- 三 コンクリート、れんが、モルタル、しづく  
いその他これらに類する物のくず
- 四 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

（団体の成立の届出）

第二条 法第十二条第一項の規定による届出は、  
都道府県知事以外の行政庁が法人の設立の許可  
をした団体にあつては国土交通大臣に対し、都  
道府県知事が法人の設立の許可をした団体にあ  
つては当該都道府県知事に対し、書面によりす  
るものとする。

2 法第十二条第一項の政令で定める事項は、次  
に掲げる事項とする。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 目的及び事業
- 三 役員の名及び住所
- 四 成立の年月日並びに法人の設立の許可を受  
けた年月日及びその許可をした行政庁
- 五 定款
- 六 当該団体が法第十二条第一項各号に掲げる  
事項の全部又は一部を行なうことを目的とす  
る団体に加入している場合にあつては、その  
加入している団体の名称及び主たる事務所の  
所在地

（団体の解散等の届出）

第三条 法第十二条第一項の規定による届出をし  
た団体は、解散し、又は前条第二項各号に掲げ  
る事項に変更を生じたときは、その解散し、又  
は変更を生じた日から三十日以内に、その旨を  
国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なけれ  
ばならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による届出  
について準用する。

（権限の委任）

第四条 法第三条第一項から第三項まで、第五  
条、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一  
項及び第二項並びに第十六条第一項及び第二項  
に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局  
長に委任する。

2 法第七条第二項及び第八条第二項に規定する  
地方運輸局長の権限並びに前項の規定により地  
方運輸局長に委任された権限は、運輸監理部長  
又は運輸支局長に委任する。

（国土交通省令への委任）

第五条 この政令で定めるもののほか、法及びこ  
の政令の実施のため必要な手続その他の事項  
は、国土交通省令で定める。

附則 抄

1 この政令は、昭和四十三年二月一日から施行  
する。

附則（昭和四十四年七月一日政令第一  
九四号）

この政令は、昭和四十四年十月一日から施行  
する。

附則（昭和四十四年二月一九日政令第  
三〇号）

この政令中、第一条及び第二条の規定は、昭  
和四十五年一月一日から、第三条から第五条ま  
での規定は、同年三月一日から、第六条の規定  
は、同年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年六月六日政令第一  
七六号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から  
施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ  
る行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規  
定によりした許可、認可その他の処分又は契約  
その他の行為（以下「処分等」という。）は、  
同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処  
分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄  
に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他  
の行為（以下「申請等」という。）は、同表の  
下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申  
請等とみなす。

|   |          |
|---|----------|
| 北海海運局長  | 北海道運輸局長  |
| 東北海運局長（山形県又は秋<br>田県の区域に係る処分等又は<br>申請等に係る場合を除く。）               | 東北運輸局長   |
| 東北海運局長（山形県又は秋<br>田県の区域に係る処分等又は<br>申請等に係る場合に限る。）及<br>び新潟海運監理部長 | 新潟運輸局長   |
| 関東海運局長  | 関東運輸局長   |
| 東海海運局長  | 中部運輸局長   |
| 近畿海運局長  | 近畿運輸局長   |
| 中国海運局長  | 中国運輸局長   |
| 四国海運局長  | 四国運輸局長   |
| 九州海運局長  | 九州運輸局長   |
| 神戸海運局長  | 神戸海運監理部長 |
| 札幌陸運局長  | 北海道運輸局長  |
| 仙台陸運局長  | 東北運輸局長   |
| 新潟陸運局長  | 新潟運輸局長   |
| 東京陸運局長  | 関東運輸局長   |
| 名古屋陸運局長   | 中部運輸局長   |
| 大阪陸運局長  | 近畿運輸局長   |
| 広島陸運局長  | 中国運輸局長   |
| 高松陸運局長  | 四国運輸局長   |
| 福岡陸運局長  | 九州運輸局長   |

附則（昭和五十九年一月二四日政令第  
三三〇号）

この政令は、道路運送法等の一部を改正する  
法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施  
行する。

附則（平成六年九月一九日政令第三〇  
三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平  
成六年十月一日）から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三一  
二号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律  
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平  
成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年六月七日政令第二〇  
〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施  
行する。